

条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表農林部の項中第五十五号を第五十七号とし、第二十七号から第五十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の二号を加える。

二十七 家畜改良 増殖法施行規則 (昭和二十五年 農林省令第九十 六号)第三十八 条第一項の規定 に基づく家畜人 工授精所の開設 の許可証の書換 え交付	家畜人工 授精所開 設許可証 書換え交 付手数料	千九百円
二十八 家畜改良 増殖法施行規則 第三十九条第一 項の規定に基づ く家畜人工授精 所の開設の許可 証の再交付	家畜人工 授精所開 設許可証 再交付手 数料	千九百円

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第二百六号中「家畜人工受精師免許申請手数料」を「家畜人工授精師免許申請手数料」に改め、同

項第二百七号中「家畜人工授精師養成講習手数料」を「家畜人工授精師養成講習手数料」に改め、同項第二百八号中「家畜人工授精所開設許可申請手数料」を「家畜人工授精所開設許可申請手数料」に改め、同項第二百十一号中「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」を「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」に改め、同項第二百十二号中「家畜人工授精師免許証再交付手数料」を「家畜人工授精師免許証再交付手数料」に改め、同項中第三百九十四号を第四百六号とし、第三百四十二号から第三百九十三号までを十二号ずつ繰り下げ、第三百四十一号の二を第三百五十三号とし、第三百三十八号から第三百四十一号までを十一号ずつ繰り下げ、第三百三十七号の二を第三百四十八号とし、第三百三十二号から第三百三十七号までを十号ずつ繰り下げ、第三百三十一号の四を第三百四十一号とし、第三百三十一号の三を第三百四十号とし、第三百三十一号の二を第三百三十九号とし、第二百六十四号から第三百三十一号までを七号ずつ繰り下げ、第二百六十三号の四を第二百七十号とし、第二百六十三号の三を第二百六十九号とし、第二百六十三号の二を第二百六十八号とし、第二百四十六号から第二百六十三号までを四号ずつ繰り下げ、第二百四十五号の二を第二百四十九号とし、第二百四十号から第二百四十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二百三十九号の二を第二百四十二号とし、第二百十三号から第二百三十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二百十二号の次に次の二号を加える。

二百十三 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料
二百十四 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。